令和８年１１月２０日

職員の懲戒処分等について

○富谷市では、職員分限懲戒審査会での処分量定審査と市長への答申を経て、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

１　懲戒処分等の内容

懲戒処分の内容（１）	
被処分者	経済産業部産業観光課 課長補佐　菅原　憲一郎　４９歳　男性
処分内容	免職

懲戒処分の内容（２）	
被処分者	管理監督者　経済産業部産業観光課　課長　４０代
処分内容	戒告

※なお、指導上の措置として上記以外の管理監督者１名を訓告、２名を文書での厳重注意としました。

２　事案の概要

経済産業部産業観光課　課長補佐　菅原憲一郎は、系統用蓄電池事業及びＪＡ跡地の利活用事業に関して便宜を図る見返りであることを知りながら、安藤建設工業株式会社安藤健一前社長から、令和５年１０月１７日から令和８年３月２６日にかけて、計３７回にわたり、飲食費、宿泊費、運転代行代金など　合計２９５，５４８円相当の接待を繰り返し受けた。

当該職員は、令和８年６月１０日（水）に収賄罪の容疑で逮捕され、７月１日（水）に起訴された。その後開かれた公判及び当該職員からの弁明書において、上記事実を全面的に認めている。

今回の行為は、富谷市役所職員全体の信用を失墜させる極めて不名誉なものであり、地方公務員法第３３条に違反し、同法２９条第１項第１号及び第３号に該当するものである。

よって、懲戒処分として免職としたものである。

なお、当該職員と併せて管理監督者へも地方公務員法第２９条第１項第２号の法令違反に該当し懲戒処分等としたものである。

３　処分年月日

令和８年１１月２０日（金）

○特別職の給料減額について

	減額割合	期　　間
市　長	１００分の２０	１ケ月
副市長	１００分の１０	１ケ月

上記については、令和８年第４回富谷市議会定例会に提案予定。

【問合せ先：富谷市総務部総務課人事組織管理室　℡：022-358-0621】